

## 三重県災害医療コーディネーター設置要綱

## (趣旨)

第1条 地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、三重県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

## (委嘱及び任期)

第2条 知事は、災害医療に精通し、かつ、三重県の医療の現状について熟知している者をコーディネーターとして委嘱する。

2 コーディネーターの任期は2年とする。

なお、初回の任期は、平成27年3月31日までとする。

ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

## (配置)

第3条 県全域の災害時医療活動を総括し、かつ調整するコーディネーターとして、三重県災害対策本部に設置する災害医療本部内に本部災害医療コーディネーターを置く。

2 地域における災害時医療活動を調整するコーディネーターとして、概ね保健所単位に地域災害医療コーディネーターを置く。

## (職務)

第4条 コーディネーターは、知事の要請により、次の業務を行う。

(1) 被災地における医療救護班等の派遣及び配置に関する助言及び調整

(2) 患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整

(3) 前2号のほか、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整

2 コーディネーターは、災害発生時において必要と判断した場合は、知事の要請を待たずに必要な業務を開始することができる。ただし、活動開始後、速やかに知事に報告を行うものとする。

3 知事は、災害の状況等により必要と認めた場合は、コーディネーターに対し、他の圏域及び県災害対策本部内での活動を要請することができる。

4 知事は、災害医療活動が安定した場合は、コーディネーターに対する活動要請を解除するものとする。

5 コーディネーターは、その活動を終了するに当たっては、医療保健部長又は保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

## (秘密を守る義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第6条 コーディネーターの実費弁償は、知事の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則(昭和40年三重県規則第11号)別表に定める額を支給する。

2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の例により扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 コーディネーターは、災害時において円滑に業務を行えるよう、平時においては、各コーディネーターをはじめ各関係機関との連携態勢の維持に努めるとともに、災害医療研修及び訓練等に積極的に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、医療保健部地域医療推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。